

## 専門業務型裁量労働制に関する決議（例）

〇〇社労働時間等設定改善委員会は、労働時間等の設定の改善に関する特別措置法第7条第1項の規定に基づき、労働基準法第38条の3第1項に定める専門業務型裁量労働制に関し、次のとおり決議する。

なお、本決議の有効期間は、〇年〇月〇日から〇年〇月〇日までとする。

- 1 〇〇課において、〇〇の業務に従事する従業員については、その業務の遂行の手段及び時間配分の決定をその者の裁量に委ね、会社は、これらについて具体的な指示はしないものとする。
- 2 上記従業員が〇〇の業務に従事した場合には、1日〇時間労働したものとみなすものとする。
- 3 第1項に定める従業員については、2ヶ月に1回、所属長が健康状態についてヒアリングを行い、必要に応じて特別健康診断の実施や特別休暇の付与を行うこととする。
- 4 毎週金曜日12時から13時に総務部福利厚生室に裁量労働相談窓口を設け、裁量労働制の運用、評価制度及び賃金制度等の処遇制度全般の苦情を扱う。本人のプライバシーに配慮した上で、実態調査を行い、解決策を労使に報告する。

（中略）

- 本決議の有効期間は、〇年〇月〇日から〇年〇月〇日までとする。

（以下略）